# 平成 30 年度農福連携における 実態把握に向けた調査検討委託事業

調查報告書

# 平成31年3月25日

三菱UF J リサーチ&コンサルティング株式会社

# 目次

I.	調	査の背景・目的	1
II.		查実施内容	
	1-1.	本業務の実施内容	2
	1-2.	調査フロー	3
III.	調	查結果	4
	1-1.	農福連携に取り組む農業経営体等が参加する検討会の開催	4
	1-2.	事前アンケート	6
	1-3.	意向把握アンケート	13
	1-4.	農福連携の取組拡大に向けた検討会の開催	15
IV.	農	福連携の取組の拡大に向けた方策	29
	1-1.	農福連携のあり方の検討・発信	29
	1-2.	作業内容や指示の検討	31
	1-3.	安定生産・収益性の確保	32
	1-4.	コーディネーションの強化	33
V.	実	践事例集の作成	34

## |. 調査の背景・目的

農福連携は「日本再興戦略 2016」(2016 年閣議決定)、「ニッポンー億総活躍プラン」(2016 年閣議決定)、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(2017 年)等、障がい者の社会参加・自立や農業の担い手不足といった観点から、重要施策として位置づけられている。農福連携は、農業側にとっては担い手不足解消につながり、福祉にとっては高齢者や障がいのある人々等の働く場の確保・地域へ貢献できるという、互いのニーズ・課題にこたえる連携を生み出すことができ、これまでも農林水産省や厚生労働省を中心に支援策が進められてきた。貴省からは「農業分野における障害者就労マニュアル」、農村工学研究所発行の「農業分野における障害者就労の手引き」等の具体的なマニュアルも発行されており、主に事例をベースにした意識啓発から受入、作業内容等ごとの留意点や工夫点がとりまとめられている。

一方で、農福連携への取組は未だ低調と言わざるを得ない現状もあり、まずは農と福祉 が農福連携に関心を持ち、連携への一歩を踏み出すための情報発信や、どのように連携を 継続するかといったポイントを示していくことが必要である。

本業務ではそうした視点から、農福連携の継続やさらなる拡大を進めるため、農福連携のボトルネックになっていると思われる連携模索時の課題、それに対する方策の検討や、 連携後も継続して取組を続けるために参考となる課題の抽出・方策の検討を行う。

#### 【本調査における農福連携の対象範囲】

- ・障がい者の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組。
- ※障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を指す

### || 調査実施内容

#### 1-1. 本業務の実施内容

#### (1) 文献調査

本業務を実施するにあたり、まずは、既往調査において把握できる課題を整理した。以下の通り、障がい者雇用に関心の無い(「あまり関心が無い」・「わからない」の合計) 農業法人が7割、農業活動に取り組むつもりのない障害者就労支援事業所が4割存在している。また、非実践者においては、農業者の多くが障がい者に適した業務の特定・開発に不安を抱き、雇用の支援制度に関する情報を求めており、福祉事業所の多くは、農業の知識・技術不足や農地の確保が困難なことを理由に取り組んでいないことがわかる。

農福連携の取組の拡大のため、農福連携に関心を抱いてもらうための情報発信や、課題の実態を把握し、対応策を検討していくことが必要であることがわかった。



図表 1 既往調査で把握できた課題

資料:農村振興局都市農村交流課(平成28年3月18日農福連携推進フォーラム発表「農福連携の推進~ 現状と課題~」(農業法人等における障害者雇用に関するアンケート結果)((独)農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所調べ平成21年3月現在)より作成)

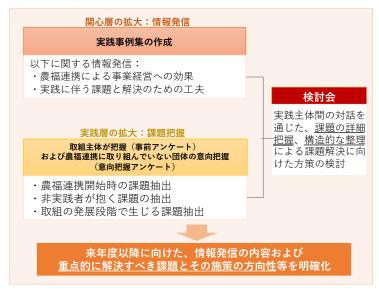
特定非営利活動法人日本セルプセンター (2016) 「農林水産省「平成 25 年度都市農共生・対流総合対策交付金」事業 農と福祉の連携についての調査研究報告」

#### (2) 農福連携の段階および主体ごとの課題抽出

- (1)を踏まえ、本業務では、農福連携の取組の拡充に向け、以下の2つの方策によって農福連携関係者の後押しとなる実態及び課題の整理を実施した。
- ① 関心層の拡大(情報発信):農福連携の先進的な取組実態を整理・発信
- ② 実践層の拡大(課題把握):支援方策を検討するため、新たな実践及び継続における課題を抽出

①関心層の拡大においては、農福連携の先進的な取組実態を整理・発信するための<u>実践</u> 事例集を作成した。

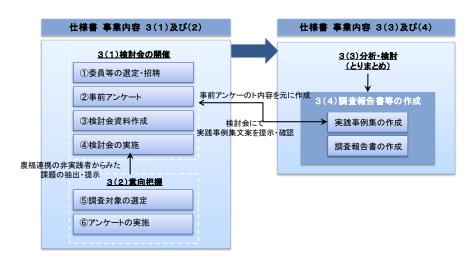
②の実践層の拡大においては、実践層の拡大における「取組当初」および「発展段階」の課題に分けて抽出・整理した。課題の抽出にあたっては、<u>農福連携に取り組んでいない農業経営体・農業協同組合に対する意向把握アンケートの実施</u>および、<u>検討会の開催・検討会事前アンケート</u>を実施した。各実施内容については、1-3. 章にて記述する。



図表 2 本業務における実施内容と目的の整理

#### 1-2. 調査フロー

本調査のフローは以下の通りである。



図表 3 調査フロー

# Ⅲ. 調査結果

### 1-1. 農福連携に取り組む農業経営体等が参加する検討会の開催

#### (1) 検討会委員

先進的な農福連携の取組を行っている団体のうち、農福連携の取組の企画や運営に深く 関わる担当者(経営者・主担当者・発意者等)を委員として選定した。

なお、検討会委員は農福連携の取組主体の団体区分別に選定しており、農業経営体(認定農業者、農業法人等)10名、福祉事業所(障害者就労継続支援A型、B型事業所)10名、農業協同組合5名、特例子会社5名、中間支援組織5名を委員として選定した。

図表 4 委員一覧(敬称略・順不同)

図表 4 委員一覧(敬称略・順不同) 				
【農業経営体(認定農業者、農業法人等)】				
鈴木 厚志 京丸園株式会社 代表取締役				
真保 若葉				
山森 壯太   株式会社元気もりもり山森農園 代表取締役				
竹内 巧	合同会社竹内農園 代表社員			
久野 康治	株式会社 HATAKE カンパニー 取締役副社長			
黒瀬 礼子 植村牧場株式会社 代表				
秦泉寺 弘 株式会社南風ベジファーム 代表取締役				
水尻 宏明 特定非営利活動法人どりーむ・わーくす 理事長				
曽我 千秋 株式会社曽我農園 取締役				
大森 一弘	株式会社おおもり農園 代表			
【福祉事業所(	障害者就労継続支援A型、B型事業所)】			
新免 修	さんさん山城(社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会)施設長			
野々村 光子	東近江圏域動き・暮らし応援センター"Tekitoー"(社会福祉法人わたむきの里福祉会)センター長			
熊田 芳江	社会福祉法人こころん 法人常務理事・施設長			
磯部 竜太	社会福祉法人無門福祉会 事務局長			
島津 隆雄	社会福祉法人くりのみ園 理事長			
林 博文	特定非営利活動法人ピアファーム 理事長			
中村 邦子	社会福祉法人白鳩会 常務理事			
柳楽 好美	特定非営利活動法人ぽんぽん船 理事			
且田 久美	株式会社九神ファームめむろ 取締役			
小林 誠	医療法人直志会 アミーゴ荘 施設長			

【農業協同組合】				
武藤 保	めぐみの農業協同組合(JA めぐみの) 中濃営農経済センター 営農課長			
反田 公紀	フルーツ山梨農業協同組合(JA フルーツ山梨) 営農指導部 部長			
藤浪 一郎	静岡市農業協同組合(JA 静岡市) 営農経済部 営農課 主任			
太田 慎太郎	北海道農業協同組合中央会 (JA 北海道中央会) 営農指導支援センター 営農指導課			
江嶋 光洋	長崎県央農業協同組合(JA ながさき県央) 総務部 総合企画課 課長			
【特例子会社】				
谷 健次	ハートランド株式会社 代表取締役社長			
渡邊 香織	株式会社ひなり 取締役兼副社長執行役員(随行者:同事業部長 稲石 一三)			
小林 英夫	株式会社 JAL サンライト 人材開発室 室長			
中村 淳	中村 淳 パーソルサンクス株式会社 代表取締役			
中林 良則 株式会社キユーピーあい 代表取締役社長				
【中間支援組織(農作業を斡旋している共同受注窓口等)】				
阿部 隆弘	弘 特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会 コーディネーター			
安部 善明	特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センター 事務局長			
中野 和代	一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会 代表理事			
西村 薫	一般社団法人岐阜県農畜産公社 ぎふアグリチャレンジ支援センター 農福連携能進室 室長			
平林 正樹 新潟市あぐりサポートセンター センター長				

#### 1-2. 事前アンケート

#### (1) 事前アンケート結果(全体)

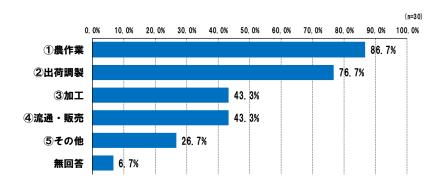
検討会における論点を抽出・決定するため、各検討会委員に事前アンケートの回答を依頼した。なお、サンプル数は全35となっており、データの利用には留意が必要である。

四次 0 学前アンア 「四百百円が (四次平100%)					
合計	農業経営体	福祉事業所	農業協同組合	特例子会社	中間支援組織
35	10	10	5	5	5
100.0%	28.6%	28.6%	14.3%	14.3%	14.3%

図表 5 事前アンケート回答者内訳(回収率100%)

#### ① 各委員が取り組む農福連携において、障がい者が担う作業内容

障がい者が担う作業は、農作業が最も多く、回答者のうち、86.7%が実施している。

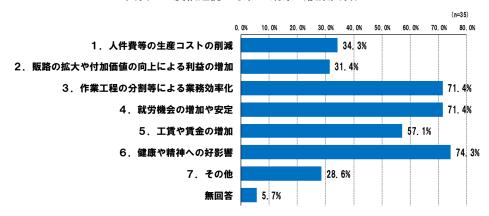


図表 6 障がい者が担う作業内容(複数回答)

資料)中間支援団体5件は回答対象外の設問

#### ② 農福連携の取組の効果として感じているもの

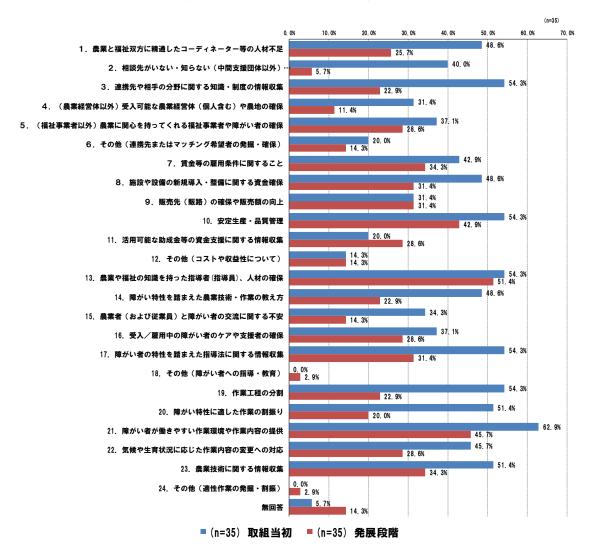
農福連携の取組の効果として感じている項目は、障がい者にとっての「健康や精神への好影響」が最も高く、次いで、経営上の効果として、「販路の拡大や付加価値の向上による利益の増加」および「作業工程の分割等による業務効率化」が71.4%と高い。



図表 7 農福連携の取組の効果(複数回答)

#### ③ これまでに発生した課題

これまでに発生した課題は、取組当初は「障がい者が働きやすい作業環境や作業内容の 提供」が最も高く、62.9%となっており、発展段階においては、「農業や福祉の知識を持っ た指導者(指導員)、人材の確保」が最も高く、51.4%となっている。

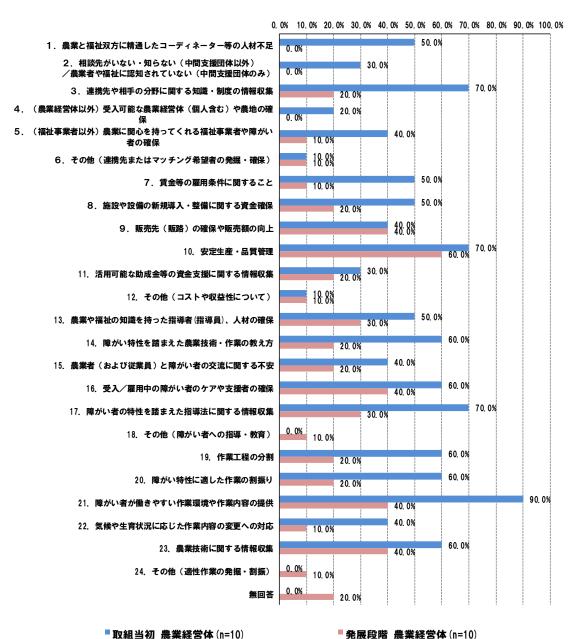


図表 8 障がい者が担う作業内容(複数回答)

#### (2) 事前アンケート結果(取組主体の団体区分別)

#### ① 農業経営体(発生した課題、複数回答)

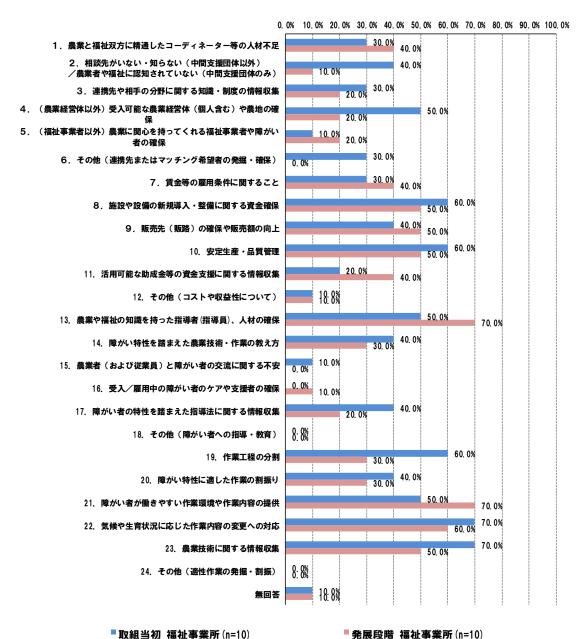
農業経営体において、取組当初の課題として挙げられているのは「障がい者が働きやすい作業環境や作業内容の提供」(90%)で、10者中9者が選択したが、発展段階では40%に減少している。しかし、発展段階で発生した課題(複数回答)のうち、10者中3者が最も大きな不安・課題であったと回答している。なお、取組当初は課題となったが、杞憂に終わったという課題は、「連携先や相手の分野に関する知識・制度の情報収集」等が挙げられた。発展段階においては、「安定生産・品質管理」(60%)が最も高い。



#### ② 福祉事業所(発生した課題、複数回答)

福祉事業所における取組当初の課題は「農業技術に関する情報収集」(70%)が最も高いが、選択した課題の中で最も課題となったと答えた事業所はいなかった。なお、取組当初に最も大きな不安や課題点として挙げられたのは「連携先や相手の分野に関する知識・制度の情報収集」(30%)が最も多かった。

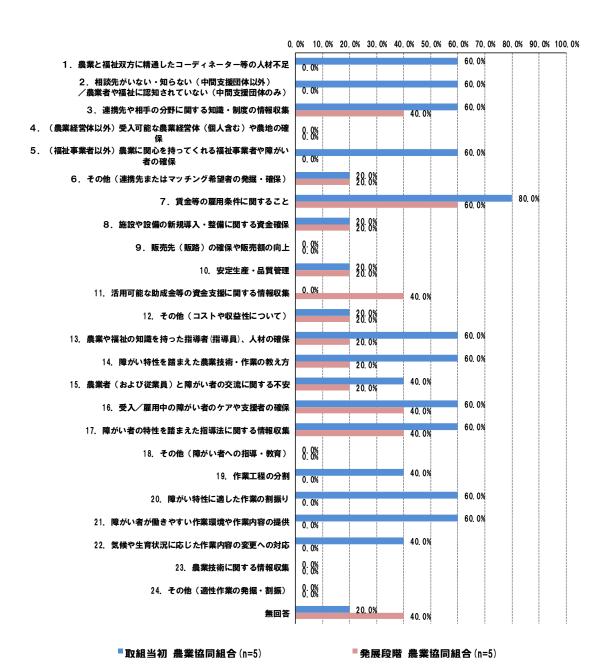
発展段階においては、「農業や福祉の知識を持った指導者(指導員)、人材の確保」および「障がい者が働きやすい作業環境や作業内容の提供」が 70%で最も高い。中でも、「農業や福祉の知識を持った指導者(指導員)、人材の確保」は 40%が最も大きな不安や課題になったと回答した。



#### ③ 農業協同組合(発生した課題、複数回答)

農業協同組合(JA) 5者のうち、4者(80%)が「賃金等の雇用条件に関すること」が 課題になったと回答している。同項目は発展段階でも最も回答割合が高かった。

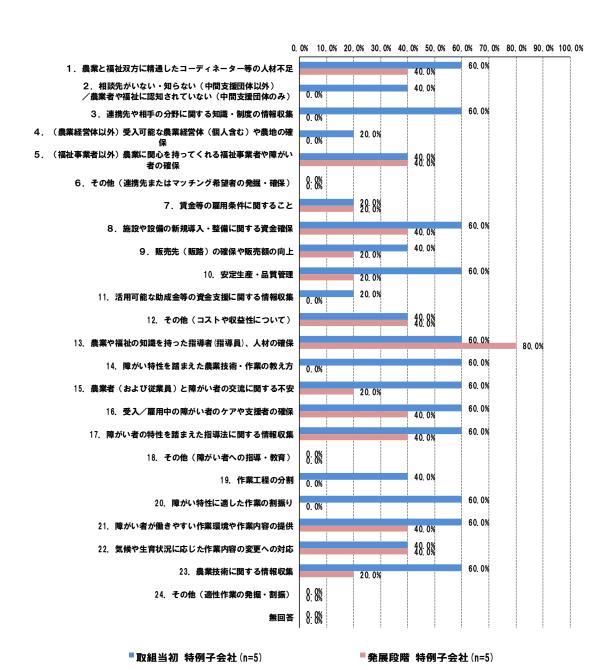
なお、最も課題となったこととしては、取組当初・発展段階ともに、2者以上が選んだ項目はない。



#### ④ 特例子会社(発生した課題、複数回答)

特例子会社における、取組当初発生した課題として最も割合が高いものは、12 項目(全て 60%)あり、中でも最も大きな不安や課題になったことは、農地の確保、販売先の確保、農・福双方の知識を持った人材の確保、障がい特性を踏まえた作業の教え方等、課題にばらつきが見られた。

発展段階においては、「農業や福祉の知識を持った指導者(指導員)、人材の確保」(80%) が最も多く選ばれている。同項目は、2者が中でも最も大きな不安や課題であったと回答 している。

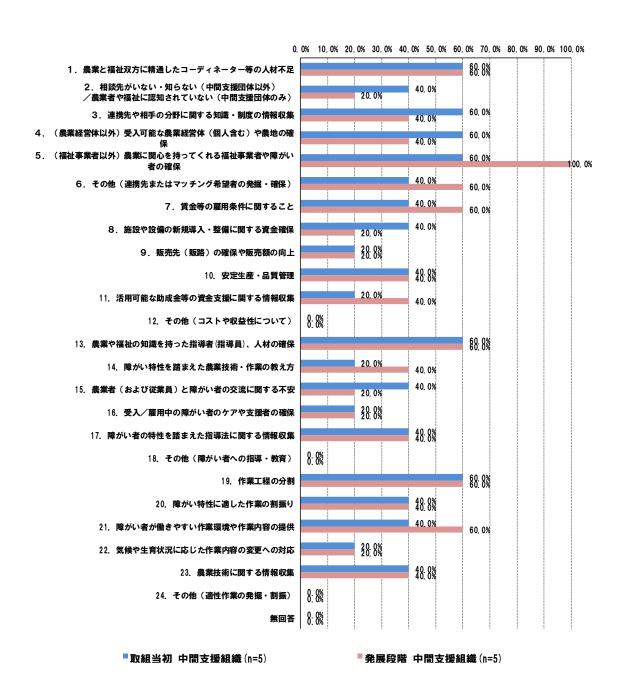


11

#### ⑤ 中間支援組織(発生した課題、複数回答)

中間支援組織が取組当初課題になったこととして挙げている項目は、コーディネーターの人材不足等、連携体制を築く上での課題が多い。中でも、「農業に関心を持ってくれる福祉事業者や障がい者の確保」は、最も不安や課題になったこととして、5者中2者が選択している。

また、発展段階においては、回答した5者全員が「農業に関心を持ってくれる福祉事業者や障がい者の確保」が課題となったと回答した。



#### 1-3. 意向把握アンケート

#### (1) 農福連携に取り組んでいない農業経営体、農業協同組合の意向把握

農福連携に取り組んでいない農業経営体、農業協同組合の意向把握のためのアンケート (以後、意向把握アンケート)を実施するにあたり、調査対象者の選定のため、以下図表 9 の3団体への聞き取り調査を実施した。

図表 9 調査対象の選定に当たっての聞き取り先

四次・時点がかたたにコにってが同じかりた				
農福連携の 関係団体	聞き取り結果概要	実施日		
一般社団法人	・調査対象に適した人材を把握している「農福連携全国都	2019年2月22日(金)		
日本農福連携	道府県ネットワーク」をご紹介頂き、事務局の担当者か	※電話およびメールにて		
協会	ら情報を収集した。	聞き取り		
	・事務局担当者を通じて全都道府県担当者への情報収集を			
	依頼したが、該当者なしとの回答を得た。			
一般社団法人	・特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会 コ	2019年2月19日(火)		
JA共済総合	ーディネーターの阿部氏をご紹介頂き、阿部氏から複数	訪問にて聞き取り		
研究所	の農業者をご紹介頂いた。			
	・聞き取りでは、農福連携の取組における課題として、農			
	業者が障がい者を「まずは知る」ことの重要性や、農業			
	者は作業委託から開始し、福祉事業所が雇用を推進して			
	いくことが取組拡大のポイントとなることを把握した。			
公益財団法人	・調査対象を把握していると思われる事業者を3者ご紹介	2019年2月22日(金)		
日本農業法人	頂いた。	※電話およびメールにて		
協会	・そのほか、農福連携における課題として、農福連携を取	聞き取り		
	りやめた事例に基づき具体的な課題をご紹介頂き、経営			
	上のメリットが継続に影響を与えることが把握できた。			

#### (2) 調査内容(項目)

農福連携の取組を検討したが実施にまで至らなかった農業経営体等からは、特に農福連携の取組開始を検討する際に抱いていた課題および実施にあたっての不安点について把握することを目的に意向把握アンケートを実施した。

調査対象者の選定にあたっては、①農福連携の取組を検討し、自治体や福祉事業所、支援団体への相談の実施を行った農業経営体等、②実際に農作業体験や職場実習等の受け入れ等のトライアルを行ったことがあるが請負・雇用まで至らなかった農業経営体、③作業委託や雇用を行っていたが、すでに取りやめた団体も含め選定した。

#### 図表 10 意向把握アンケート 設問内容

#### I 回答者概要

- ·法人形態
- ・企業規模(従業員数、主な業務内容、所在地、経営耕地面積、売上高)
- Ⅱ検討・試行していた農福連携の内容
  - ・検討・取組時の連携体制、進捗(どこまで取組が具体化したか)
  - ・取組を検討・試行していた際に農福連携に期待していた効果
  - ・検討・試行するに至った経緯
- Ⅲ農福連携に取り組む上での課題
  - ・取組が進まなかった理由
  - ・取組において発生した課題
  - ・今後、どのような支援や情報があれば農福連携の取組を開始するか

#### (3) 意向把握アンケート調査結果

意向把握アンケートの有効回答数は9件である。いずれも農業経営を行う法人又は農業者であり、福祉以外の他業種から農業に参入した主体も回答者に含まれている。

課題として挙げられた項目として、最も多かったのは「障がい特性を踏まえた農業技術・作業の教え方」であり、9者中5者が課題として挙げている。また、9者中4者が「安定生産・品質管理」、「障がい者の特性を踏まえた指導法に関する情報収集」、「障がい特性に適した作業の割振り」、「障がい者が働きやすい作業環境や作業内容の提供」が課題と答えている。

課題について自由記述で把握した回答は以下の通りである。回答者の事業内容や農福連携に求める効果、取組目的によって課題は異なるものの、福祉に関する知見がないことから、不安感を抱いており、受入にあたっての情報不足を指摘する意見が多かった。

#### 図表 11 意向把握アンケート 把握できた課題(自由記述一部抜粋)

#### ■農福連携の取組への意識・意欲

- ・何を依頼して良いのかわからなかった。
- ・農業者に対する PR が足りていないと感じる。取組にあまり意欲的になれない。

#### ■ 福祉事業所との連携について

- ・双方のメリットを担保するのが難しいと感じた
- ・繁閑に応じて、他の分野の作業と組み合わせた作業スケジュールを調整してほしい
- ・受入体制は整ったが、来てくれる障がい者が見つからない
- ・依頼すべき先や相談先がわからない
- ・就業時間の短さや福祉事業所の休みと作業のスケジュールが合わない

#### ■情報提供の希望

- ・適性作業がわからないため、福祉事業所から特性に応じた適性作業を情報発信してほしい
- ・農福連携でつくる製品を品質向上させるためのノウハウがあると良い
- ・受入環境を整備するための資金が不足している
- ・外国人実習生と同様の育成や人材紹介の仕組みがあると良い

注釈)回答者が特定できる内容については一部表現に修正を行った

#### 1-4. 農福連携の取組拡大に向けた検討会の開催

#### (1) 開催概要

以下の通り、農福連携の取組拡大に向けた検討会を開催した。なお、議題は各会共通であり、課題と対応方策については、各検討会出席委員の事前アンケート結果から、特に課題として挙げられている項目を抽出し、論点として提示した。

図表 12 農福連携の取組拡大に向けた検討会の開催日時

	実施日時	実施場所	議題(各会共通)	
農業経営体	2019年3月14日(木) 17:00~19:00 2019年3月20日(水) 10:00~12:00	農林水産省別館 農村振興局 5 会議室	1 開会 一挨拶(農林水産省)	
福祉事業所	2019年3月19日(火) 15:00~17:00	農林水産省共用第6会議室	2 議事 (1)本日の進め方について (2)実践事例集	
農業協同組合	2019年3月18日(月) 14:00~16:00	農林水産省別館 農村振興局5会議室	・実践事例集のご確認 ・委員ご紹介 (3)農福連携の取組拡大にかかる課題と対応方策 ・事前アンケート結果について ・課題や対応方策に関する意見交換	
特例子会社	2019年3月12日(火) 10:00~12:00	農林水産省別館 農村振興局5会議室		
中間支援組織	2019年3月14日(木) 14:30~17:00	農林水産省 共用第6会議室	3 閉会	

注釈) 農業経営体については、2日間に分けて実施した。

#### (2) 検討会開催結果

#### ① 農業経営体

農業経営体の検討会においては、以下の意見が得られた。課題としては、農福連携のあり方として、農業経営として考えるのか、福祉事業として考えるのかという意見が出された。農業経営体としての経営目的が障がい者の自立や地域の活性化であるという意見も多く、また、農業経営の利益の増加や農業経営のあり方を変え得る手段として農福連携があるという意見も挙げられた。

事前アンケートでは、販路の確保が課題として挙げられていたが、農業経営一般における課題であり、農福連携の取組固有の課題ではないという意見が多数であった。

#### 図表 13 検討会で得られた意見抜粋 (農業経営体)

#### 【論点1 障がい者が働きやすい作業内容や指導方法に係る課題】

#### ■農福連携のあり方について

- · おいしいものを育てて世に出していくことが重要で、農福連携を前面に出す必要はない。
- ・ 障がい者だからといって作業を切り分ける必要はない。農業も利益追求していく時代であり、旧泰 然では淘汰されていく。農業者の手が回らない部分をフォローやサポートできる機能が重要で、その 機能が厚くなれば農業者は障がい者を受け入れやすくなる。
- ・ 法人の活動目的が、障がい者の自立、地域農業、地域活性化であり、農業者と障がい者を切り 分けてはいない。農業の人手不足の解消、雇用機会の提供、工賃向上等、地域の産業と連携し て地域活性化につながるようにしている。
- ・ 精神的な報酬と金銭的な報酬を提供できる福祉の観点も踏まえた農業経営が必要で、そのための人材育成にも注力したいが、現状ではそこまで手が回せない。
- ・ 農福連携では経営者の方向性が問われる。障がい者のためか、経営のために行うのか。農業経営をより良くするという方向性で取り組めば、結果的にビジネスとしても利益が上がる。どちらも不正解はなく、福祉を優先するのか、農業優先なのかの割り切りが必要である。
- ・ 作業環境の工夫が必要であり、努力すべき部分である。作業環境や作業内容に係る課題が人の 選別につながってしまっていると懸念している。
- ・ 通年の作業が捻出できないというのは農業者の都合であり、現在作業のない時期に仕事をつくることが農業経営の成長につながる。
- ・ 今回は障がい者のみを対象とした課題把握をしているが、障がい者手帳の対象とならない等の、いわゆる「グレーゾーン」の人材の受け皿になれるのが農業だと考えている。
- ・ 農福連携は幅が広く、立場によって方向性が変わる。農福連携を通じて何を実現したいのかを考えることが重要である。

#### ■作業内容について

- ・ 検品や種まきな等の判断や経験が必要な作業は農業者が、それ以外の収穫等の作業は障がい 者が実施している。 障がい者の状態に合わせて仕事を決めてお願いしている。
- ・ ICT 化や AI の導入の中で、どのように業務を切り出していけるのかが不安点である。
- ・ 障がい者との作業分担により自身の勉強や営業する時間ができ、販路拡大につながっている。
- ・ 農業者としてこだわるべき仕事は農業者自身が実施すれば良い。障がい者にできる作業を工夫して提供していく必要がある。
- ・ 働き手としては全ての作業ができれば良いが、特性によって難しい点もあるため、任された作業のプロを目指すよう指導している。
- ・・・トイレと作業所の距離の近さが重要であり、適性に応じた作業環境が求められる。

#### ■作業内容や指導における農業者の意識やスタンスの変革の必要性

- · 障がい者が判断しない作業を提供する等農業者も考え方を変える必要がある。
- ・・・どのような障がいを持った方が来ても対応できるように気をつけており、可能な作業を割り振る。依頼

する側も働き方を変え、自分たちが緩衝材というスタンスで臨んでいる。

- ・ 作業を切り分ける必要はない。それも農業の懐の広さだと認識しており、障がい者でも入りやすい作業が農業である。農業者も障がい者も双方の苦手なところを補完していくことが重要であり、農業者と福祉事業所が連携するのが近道と考えている。
- ・ 経験や勘に頼ったあいまいな表現をする農業者も多い。例えば、間引きは「どれでも良いので1本の み残してあとは間引く」というような単純明快な作業指示を出し、障がい者に判断を委ねない単純 明快な作業指示の出し方を工夫する必要がある。
- ・ 障がいが理由になるのではなく、農業現場が作業指示を出せないことが指導方法の問題点である。農業言語はあまりに抽象的であり、健常者にも伝わる指示が出せる=障がい者にも伝わる、ということである。作業指示とは、具体的であり、相手への伝え方を考慮したものである。
- ・ 農閑期に業務委託先に農業以外の仕事を行ってもらうというのは、農業者の甘えでもある。その時期の仕事を作り出そうとすることで、農業経営体が成長する。

#### 【論点2 生産・品質の安定性と販路の確保に係る課題】

#### ■販路の確保について

- ・ 特に小規模な農業者は売先の確保に苦労しているが、農福連携が理由になっている訳ではない。
- ・農福連携の取組としての課題ではなく、農業や経営上の課題である。
- ・ 生産現場の真横に加工冷凍食品の工場を誘致し、生産と加工までのビジネスを民間企業に担ってもらい、その中で障がい者雇用による農福連携が位置づけられるのが理想である。
- ・ 加工品とその作業をいかに作るか、そのための販路をいかに確保するかが課題である。地域全体で 農業を包括していく中では、JA が果たす役割も大きい。
- ・ 農福連携は手段であり、障がい者が携わったことを付加価値にしていない。おいしい野菜を栽培することが重要である。

#### 【論点3 福祉分野の知識や制度の情報収集に係る課題】

#### ■農業者が獲得すべき知識

- ・農業者は福祉に関する法律の勉強も必要である。
- ・ 経営者自身は知識を持っていなかったが、人材派遣企業で勤務経験のある人材がおり、障がい者 への指導に関する知識を有していたため作業を細分化し、指導するスキルが役立った。

#### ■コーディネーションの必要性

- 農業者が知らないことも多いため、コーディネートする人材が必要である。
- ・ 中間支援先と継続的に連携し、求める人材や経営内容を理解してくれさえすれば、各農業者に適した人材をマッチングしてくれる。
- ・ 発展後は、経営者や主担当者は伝え方の課題はあまり抱えていないが、従業員等にとっては中間 支援(コーディネート)が必要である。
- ・制度については、福祉機関が助言をくれる。社労士が介入するとさらにスムーズに理解が進む。
- ・・コーディネーター人材の費用について検討した上で導入や育成を行わなければならない。
- ・ 特に、取組当初は、専門的、抽象的すぎる農業者の言葉を通訳できる役割が必要である。

- 取組開始時にコーディネーターがいることが重要である。
- ・ 双方のニーズをいかにマッチングさせるかが重要であり、農業者と福祉事業所を結びつける農福連 携のコーディネーターが必要である。
- ・農業者から福祉事業所の支援員に指示し、障がい者に説明してもらうのが最も良い形の一つ。
- ・ 施設外就労を受け入れ、指導員に翻訳してもらうのが効率的である。農業者が直接指導するには、それなりの経験と時間を要する。
- ・ 取組のスタート時点でのコーディネーターが必要である。

#### 【対応方策について】

#### ■連携体制

- ・農業と福祉だけではなく、地域の関係者が集まって検討する必要がある。
- ・ 障がい者には一次産業が適している。高齢化によって農業をやめる農業者も多いため、障がい者と 農業者が共に働けるよう、調整機能を有した人材がいると助かる。小規模農業者でも、参考となる 情報や事例があれば農業を続けていく意欲になるのではないか。
- ・ 農業者が特別支援学校に見学に行き、学校の実習や座学の様子をみることで、障がい者ができることの幅の広さが理解できる。また、障がい者の親に農業現場をみてもらうことも重要である。農業を就職先として検討してもらうためにも、特別支援学校に農業実習が取り入れられると良い。
- ・ 作業委託から開始するのが良い。

#### ■農業や農業者の意識の変革

- ・ 課題はあるが試行錯誤するしかない。万策尽きているとは思わず、障がい者の良さを活かした方法 があると思う。障がい者が活躍できる雰囲気づくりのために、農業の現場が変化する必要がある。
- ・・・農業者と福祉事業者と行政がクロスファンクション(組織横断)して補完していく必要がある。

#### ■農福連携のあり方の再検討

- ・ 農福連携の事業内容を再定義する必要がある。地域振興として農地を活かしていくことが重要であり、法人化により雇用のための体力を生み出す必要がある。社会全体で共有し、見守り、農業がセーフティネットとなるような社会の仕組みづくりが必要である。
- ・ 食品生産・製造に企業の大小は関係ない。障がい者が携わっても、販売に特に変化はない。農業 だから、福祉だからという垣根を取り払いたい。
- ・ 農福連携が「普通」として受容される社会が望ましい。そのためには、地域で取り組む必要があり、 その方策のひとつが農福連携と認識している。
- ・ 農林水産省が行うべきは、農業経営の改善ではないか。例えば、GAP 取得を推進していけば障がい者や女性の働きやすい職場にも繋がるといったような打ち出しが必要ではないか。
- · 農福連携の取組体制の類型化を示し、選べるようにできると取り組みやすいのではないだろうか。
- ・ 農福連携の裾野を広げ、取り組みたい人が、自分は何を目的にするのか考えるためにはいろいろな 事例による普及啓発が必要である

#### 2 福祉事業所

福祉事業所の検討会においては、以下の意見が得られた。農業経営体と同様に、コーディネーターの必要性が課題として挙げられており、コーディネーターに求める資質として、福祉事業所が有していない農業知識や地域の農業・現場を知っている人を求める声がある。さらに、農業の知識や販路開拓等の農業のビジネスを支援できる人材の必要性も指摘されている。また、農福連携の拡大にむけた課題のベースとして、農福連携のあり方について指摘があった。農福連携が福祉事業所や地域に何をもたらすのかを再検討する必要性や情報発信についての重要性が指摘されている。

#### 図表 14 検討会で得られた意見抜粋(福祉事業所)

#### 【論点1 コーディネーター等の不足、指導者となる人材の確保に係る課題】

#### ■コーディネーションを行う人材に求めるスキルや役割

- ・ 地域の高齢農業者に指導を依頼し、技術・知識を得ている。しかし、農業を通じたまちづくりが目標であるため、その知見も有した指導者が必要である。
- ・ 農業と福祉だけでなく、「ビジネス」(経営)を理解しているコーディネーターが重要である。利益を 上げなければ、通年雇用はできない。
- ・ 農福連携の最終の課題はビジネス(利益)である。福祉と農業の双方の知識を持ってアドバイスできる人はほとんどいない。
- · 聾(ろう)の利用者が多いため手話も必須能力であり、職員側の人材不足が課題である。
- ・ 農業と福祉だけでなく、地域全体を見られるコーディネーターが現れることを期待したい。集落全体 を分かっている人だからこそ、効果的な連携を図り、農業の安定にもつながる。
- ・・農福連携に関心のある人材同十を結び付けるマッチング機関が必要である。
- ・・・段階によってコーディネーターに求めるスキルも異なる。

#### ■農業に関する知識の獲得

- ・・農作業は多岐にわたるため、前知識をあらかじめ提供してくれるような窓口があると良い。
- · 農機具を貸し出すかわりに、新規就農者に農業技術の指導を依頼している。
- ・ 地元高齢者を農業サポーターとして支援チームを組成し、相応の賃金も支払った。指導者は地域の農業者等の、地域の温度感・現場感がわかる人のほうが良い。
- · 畜産は専門性が高いため、指導者が限られる。
- ・ 農業も障がい者支援も高い専門性が必要である。質の高い農産物生産を目指すには、質の高い 指導員を育てることが必要となる。そのためには農福連携を学術分野として押し上げ、高等教育機 関で指導員を育てないと、各事業所の努力では厳しい。

#### 【論点2 安定的な経営基盤と生産体制の確立に係る課題】

#### ■収益性や生産体制

- ・ 販路開拓が重要であり、売りたいものではなく、売れるものを作ることが必要である。
- ・・・直売所、JA、企業等、農産物に応じて販路を変えることが必要である。売れることで収益が出て雇

用が安定し、事業も次のステージへ行くことができる。

- ・ 買い手からすれば、必要量の 100%でないと取引は難しい。1 事業所で満たないなら、数社で連携をしてでも応える努力が必要である。
- 賃金の基準がある程度示されていると良い。現在は、パートに換算した時給を目安にしている。
- ・ あくまでも、農業は福祉事業における一つの選択肢である。取組地域が過疎地であるため、地域 内では農業が稼げる仕事であることが選択の理由である。
- ・ 働くことを通して社会参加したい人もいる。地域全体をより良くするために、どのように農業に携わっていくのかが課題である。
- ・ 稼げるという土台があるからこそ、稼ぐのだけが目的ではない障がい者のために、ゆとりの場を提供しながら継続運営ができる。生きがい重視の農福連携、稼いで生きる手段を目的とした農福連携と 2 種類あると理解している。

#### ■作業環境について

・ 障がい者の働きやすい環境として委託依頼が来たらまずはトイレや公園等の休憩場所を探すことから始める。

#### 【論点3 農福連携における参入機会の確保に係る課題】

#### ■農福連携の取組のあり方について

- ・ 必ずしも、全ての障がい者に農業が適しているということはなく、稼げるからこそ取り組んでいける。 農 福連携に取り組むことが目的ではなく、結果的に農福連携の取組となった。
- ・ 農福連携以前に、なぜ、今農業者が減少しているのかという現状を改めて考え直し、農福連携で何ができるのかを考える必要がある。
- ・ 地方の生産部門だけが農福連携と言われているが、都市部でも活用や販売で収益を上げられるため、農福連携は地方部のみのものではないと思う。

#### ■情報発信について

· 定植や収穫の間にも作業があることを養護学校等でも学べる機会があると良い。

#### 【対応方策について】

#### ■必要なコーディネーション人材との連携・育成

- ・ 1 事業所で販路を開拓することができなければ、数社で連携する等の体制作りが必要である。 販路がないとよく聞くが、買い手は農産物を求めている状況のため、農福のみでなく、販売の専門家とも連携することができると良いのではないか。
- ・ 支援制度は役立つが、申請が負担となっており、現場ではそれを活用する時間・余裕がない。それ を支援するようなコーディネーターも必要である。
- ・ 障がいのある方も支援員も含め、農福連携の学科で学べる環境があると良い。
- ・ 農福連携人材センターのような、農福連携をやりたい人を必要な場所に結び付けるマッチングする 組織があれば良い。
- ・ 利用者が活躍することで、本人や家族が自信を持てる。また、農業者やその周辺の人たちも福祉と 出会ったことで障がい者のイメージ変わった。農福連携は地域を良くしていく可能性を秘めている。

・ 市町村の労働部局は農福連携に関心をもっていても、農林水産業部局が障がい者に働いてもらう いう視点が乏しいため、今後、話し合っていく必要がある。

#### ■農福連携の評価の仕組みやガイドライン

- ・ 安定した工賃収入を経営安定とするならば、週 1 日しか来られない人は不要となってしまう。そのような人でも取り組める作業があるのが農福連携である。農福連携は生産、加工、販売等、仕事が多岐にわたる点が良い。週に一回の利用でも取り組める作業がある。農福連携だからこそ就労できている利用者もいるため、その人数を評価する等の仕組みも必要である。
- ・ 障がい者が農村地域で生きていくための仕組みとして、農産物のブランド化を進めると良い。ふるさと 納税の返礼品等にすることで、地域からの認知度もあがり、応援される存在になると期待する。
- ・ 農業と福祉の知識を双方持っている人材 = ハイブリッドというのは聞こえは良いが、両方が片手間になる可能性もある。 県レベル・市町村レベルでは農福連携を推進していない場合も多く、自治体においても農福連携について検討できると良い。
- ・ 町を持続させるために集落が果たす役割は大きい。社会福祉法人も障がい者も地域の一員である。1 人あたりの賃金を計算するのは難しいため、業務量から必要な労働量や人員がわかるような 基準があると良い。制度化・数値化できれば、地域でも障がい者を雇用しやすい。

#### ■その他

- ・ 植えて収穫するまでの間にある具体的な作物の営みを体験として小学校等でも学んでほしい。体験がないと、農業という職種の選択がなくなる。身近に触れる機会を通年で考えられたら良い。
- ・ 農福連携のイメージを変えるべきである。また、企業が農福に着目するイメージにまで至っていない。 農福の支援員が、農業と福祉の橋渡しができ、夢が達成できるような、企業と並ぶ就職の選択肢 になると良い。1 自治体に農福を 1 つ作るような制度化をするのも良い。
- ・ 有機栽培で作った農作物は売り先に困ることがなく、不足しており他から仕入れている状況である。 福祉主体で拡げるならば、ビジネス視点は必要であるが、加えて、地域福祉を目標としている方た ちは、ブランドやオーガニック等を通じて取組を広げていけるのではないか。農福の前に、農業者が減 少している農業全体の課題を改めて考え直し、広げるという切り口で何ができるかを考える必要が ある。

#### ③ 農業協同組合

委員が所属する農業協同組合は、中間支援機能を果たしている団体が多く、農業経営体が農福連携において果たすべき役割についての疑問が呈された。農業協同組合という立場から、農福連携のあり方が不明な点もあるため、どのように進めるべきかが不明であるという意見が複数出た。

それ以外には、農業者と福祉事業所をつなぐマッチング機能としての役割や、農福連携によって生産された農産物や産地自体のPR機能を担うという意見もあった。

#### 図表 15 検討会で得られた意見抜粋 (農業協同組合)

#### 【論点1 収益性の確保に係る課題】

- · 福祉事業所における作業場のスペース不足が課題であった。
- 資金ニーズについての意見は特にない。
- ・ 農業者にとって、障がい者の受入に対する助成金がない。
- ・ 業務の切り分けなどの事前準備のコストもあるため、農業者にとって、農福連携が収益に繋がっているか、不安に感じている。

#### 【論点2 障がい者の雇用条件や作業内容に係る課題】

#### ■連携の形態について

- 時間と成果の予測が難しく、請負契約に移行した。
- ・ 福祉事業所にとってのメリットを考慮すると、作業委託等ではなく、福祉事業者が農業に直接参入 した方が良いと感じている。

#### ■雇用条件について

- ・ 作業面積か量で単価設定することになるが、その金額の妥当性の評価が難しい。
- ・・・時給を設定する上で、作業内容とのバランスを考慮することや周囲の理解を得ることが難しい。

#### ■作業の切り分けについて

・ ある農家での経験が、他農家では役立たないことが多い。同じ福祉事業者に複数農家の業務を 依頼する場合には、(混乱が生じないように)作物が重複しないように工夫している。

#### 【論点3 農業に関心を抱く福祉事業所の確保に係る課題】

#### ■農福連携の取組のあり方について

- · 農福連携とは何かを理解するのが難しい。
- いきなり雇用をするというのはハードルが高い。
- · 福祉事業所の農業に対するイメージが農業者と一致していない場合がある。

#### ■マッチングを行う上での課題・工夫点

- ・ マッチングが長期的に持続するよう、福祉事業者の責任者には農家で研修を受けてもらっている。 時給を発生させることで、農業者も責任を持ってしっかり教えてもらう。
- ・ 複数回の実習を通して生徒の特性を見極め、またレベルアップを図ることによって、マッチングの不具合を解消するようにし、相互理解を深めている。
- ・ 福祉事業所に実際の農業の様子を見てもらい、さらに、農業者に対して障がい者がどのような作業が可能なのかを見てもらうことで、初めて連携が実現するのではないだろうか。段階的な受け入れが必要である。
- · 福祉事業者から、農地を貸してほしい、農地を紹介してほしいという問い合わせが増えている。
- ・ しかし農地は個人の財産であり、簡単には貸せない現状がある。その後、福祉事業所が作業を放棄しないことや、農業者が福祉事業所の意向を考慮せずに返還を要求する等が生じないように、 事前に契約等を行う必要がある。
- ・ JA が障がい者を直接雇用することで、地域の農業者に地域の障がい者との接点を生むという効果

が見込める。

・ 現状、営農指導員は農福連携のコーディネートをするまでのノウハウは持っていない。特に、障がい 者が働く際の業務のあり方に関するノウハウを持ち合わせていない。

#### 【対応方策について】

- ・ 福祉事業者が創意工夫して独自のブランド化を図る等も進めることができれば、農福双方にとって メリットのある関係になるのではないだろうか。
- ・ 福祉事業所が農業に関心がある旨をホームページに記載する等の情報発信をしてもらえると、こちらからも声掛けをしやすくなる。
- ・ JA として、農福連携による農産物や産地であるということをアピールしていくことがポイントになるのではないか。こうしたブランディングは JA だからこそできる役割だと考えている。
- ・ 農業ジョブコーチは個々の作業をどのように組み立てていくか、切り出していくかということが大切であり、その役割は、福福祉事業所が、農作業の請負等を通じて一朝一夕に習得できるものではないく、農協が担うことができる役割であると考えている。福祉側や農業者と対話しながら、業務を組み立てていくことが求められる。

#### 4 特例子会社

特例子会社においては、コーディネーションが可能な人材に関する意見が多く、農福双 方の知識を持った人材の確保または農業者・福祉(障がい者)の双方と良好な関係性を築 ける人材の確保・育成に関して課題が挙げられた。

#### 図表 16 検討会で得られた意見抜粋 (特例子会社)

#### 【論点1 農業と福祉双方の知識を持つ支援員・指導員の確保に係る課題】

#### ■支援員・指導員の役割

- ・ 支援員・指導員は、必ずしも農業や福祉の知識を持っていなくて良いと考えている。それよりも、農業者や障がい者と良好な関係性を築くことができる等、人間性の面で求めるものが大きい。
- ・ 農業に限定せず支援員・指導員として入社してもらった上で、適性を見極め農業部門に登用する しかないのではないか。 障がい者の特性に適した指示の出し方が求められる。
- ・ 地域として農業のイメージアップに取り組んでいたり、自治体からのお墨付きをもらう等して信用力が 高まったりすると、適切な人材を得やすくなると考えている。
- ・ 募集要件は「障がい者と働くことに関心がある人」「農業に関心がある人」で良く、実際に仕事をしな がら学び成長してくれるような人材としての「農業ジョブコーチ」がいると良い。
- ・農業や福祉に精通した人材を確保するのは難しい。
- ・・・現場の農業指導者とは別に、事業を立ち上げるためのコーディネート役が必要と感じている。

#### 【論点2 生産性や採算性および安定生産・販路の確保に係る課題】

#### ■農業者との関係性(主に作業受委託)

・ 継続して農作業請負を行う中で、農業者から求められる仕事の難易度やペースが上がってくる。どこかで歯止めをしないと、障がい者だけではなく支援員・指導員も疲弊してしまうことにつながる。

・ 作業請負を開始したいが、そのためには農業者との信頼関係の構築が不可欠である。また、農業者の農産物を買い取ることができるようになれば対等な関係性を築ける。

#### ■生産性について

- 作業委託において、最低賃金を受け取っているが、通常のパートの生産性と比較されてしまう。
- ・ 労働力として障がい者と競合するのは、パートや外国人技能実習生、高齢者等である。そのような 人材と比べて障がい者はどこに魅力があるのか、という視点も必要ではないか。単に安い労働力の 供給源とはなってはならないと考えており、そのために組織だった仕組みづくりが必要である。
- ・ 他の労働力と比較し、安定的に労働力を供給できる点が強みだと感じている。
- ・ 品種改良や商品開発等、何か付加価値をつけてプレゼンスを維持することも考えられる。

#### 【論点3 障がい者への作業の割振りや教え方に係る課題】

#### ■障がい者への指導方法や留意点

- ・ 障がい者といっても、聴覚障がい者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等、それぞれの特性は大きく異なる。障がい者に指導をする際には、個々人に応じた指示の出し方に留意する必要がある。
- ・ 複数の仕事を教えるのは大変だが、欠員が出た際にも対応できるように複数名でチームを組成し、 複数業務に対応できるように工夫している。
- ・ 障がい者に対しては、特に安全面での配慮が必要である。刃物等の道具の取り扱いに加え、夏場の作業等では熱中症にも気をつける必要がある。またパック詰めやラッピング作業等、室内作業を切り出すことができれば多様な障がい者が活躍できて良い。

### 【対応方策について】

#### ■連携者とのマッチング

- ・ 複数の自治体に相談に行っているが、自治体によって対応に温度差がある。事業の立ち上げ時は、自ら多様な地域の集まりに参加して協力者を得られたが、自治体からもネットワークを広げるための支援があるとありがたい。
- ・ 事業立ち上げ時に、農業者の協力者がいたことが、自社にとって大きな安心材料となった。連携可能性のある農業者の情報を得られることは重要である。
- ・ 農福連携は多様な主体が互いに協力し合って初めて成り立つものだと考える。障がい者雇用のノウ ハウを持つ特例子会社、農業ノウハウを持つ農業者、マッチングのノウハウを持つ自治体等、それぞ れが協力できるようになれば良い。このような連携を体系だって実現する仕組みを整えてもらいたい。
- ・ 農福連携の団体を立ち上げて、情報交換が行えるような仕組みができると良い。助成金の存在も 重要で、経営的にも安定できるようなサポートがあると良い。

#### ■コーディネーターや指導員育成の必要性

- ・・・行政には、「農業ジョブコーチとは?」というマニュアルを作る等して、普及・啓発に努めてもらいたい。
- ・ 厚生労働大臣が定める研修として「JC-NET ジョブコーチ養成研修」があるが、同様の取り組みを 農林水産省でもできると良い。
- ・ 支援員や指導員のキャリアアップのためには、マネジメント研修等が必要ではないかと感じているた

め、何らかの支援があると良い。また、障がい者は労働力として戦力になることを発信してほしい。

#### ■農福連携のPRについて

- ・ 「障がい者の作った野菜」であることをアピールしているのではなく、その商品自体を認めてもらいたい という思いで取り組んでいる。「農福連携」という言葉が認知され、そのなかで生まれた良い商品や、 障がい者が生き生きと働いている姿が知られ、さらに浸透していくと良い。
- ・ 怪我なく障がい者が生き生きと働いているという情報を発信していきたい。その上で、今後は皆で利益を分かち合えるような仕組みが作られると良いと考えている。

#### 5 中間支援組織

中間支援組織においては、コーディネーションを行う団体として、マッチング上の課題 やマッチング人材の不足、農業・福祉をマッチングするための仕組み作りに関する意見が 多く出された。

#### 図表 17 検討会で得られた意見抜粋 (特例子会社)

#### 【論点1 農福連携に関心を持つ事業者、障がい者の確保に係る課題】

#### ■福祉事業所について

- ・ 農福連携に取り組む福祉事業所は少ない上に、福祉事業所内での担当者の移動や農業就労していた特定の障がい者の退所によって、継続が難しくなることもある。
- ・ 農福連携の「やりがい」や「リワーク」的な部分をアピール必要があるかもしれない。
- ・ 支援員・指導員のスキル不足が、福祉事業所側が増えない一因となっている。福祉事業所の農業に対する理解が不足しており、農業に対して良くない印象を抱いている場合もある。支援員・指導員の意識改革が必要である。

#### ■農業者について

- ・ 農業者の多くが経営意識や利益への意識が乏しく、福祉事業所との委託・受託関係を計画的に 築くことができていない。
- ・ 地域の特産物を栽培する農業者が多い地域は繁忙期の深刻な人手不足から農福連携が進む 例が多い。

#### ■農福連携における理解の促進や情報発信

- ・・農業者が望む作業と福祉事業所側が「できる」と感じる作業にミスマッチがあると感じる。
- ・ 作業の切り分け方によっては、B 型事務所の障がい者も携われる仕事が増えるということへの理解が進むと良い。
- ・ 全県を対象としたマッチングは難しく、小規模な圏域ごとでなければ、個々の障がい者や農業者の特性に応じたきめ細やかなマッチングはできない。ただし県の役割がないということではなく、県の役割と圏域・市町村等の役割を分けて考えるべきである。
- ・・・中間支援組織自体が単年度事業であるため、継続性に課題がある。
- ・ 農業大学校生徒が福祉の視点を学んだうえで自分の進路を選択することや、経営者となることが 有効である。福祉側が農業の知識を身につけるよりも、農業を志す人が、福祉との連携を一つの選

択肢として理解していく方が良い。

#### 【論点2 コーディネーター等の不足、指導者人材の確保に係る課題】

#### ■コーディネーターに求める資質やスキルについて

- ・ 障がい者の特性に応じて可能な作業に差があるため、指導員の作業の分解の仕方と、指導員が 各人の特性に合った仕事を割り振れるかが重要になる。
- ・ 指導員は自らがまず作業を理解した上で、障がい者に対し指示を出す姿勢が必要となる。マッチングを行う人材は交渉力のほか、農業者からクレームを受けた際に対応できる包容力も大切になる。
- ・ マッチングを図る際には、いかにうまく仕事を切り出し、できるだけ多様な障がい者が携われるような 仕組みを作るかが大切である。
- ・ コーディネーターや指導員には、障がい者一人ひとりにしっかりと向き合い、各農業者の農作業の方法を尊重することが必要な資質となる。その際のコミュニケーションの仕方も重要で、指導員の知識・技術の向上に向けた研修が必要である。
- ・ ジョブトレーナー養成を主要事業の一つとしている。このような人材育成は、一度受けて終わりなのではなく、恒常的なスキルアップに役立ててほしい。
- ・・中間支援組織内での体制作り、人材育成が必要である。

#### ■農福連携に関心を抱く人材の育成

・ 農業高校の生徒等、今後の農業の担い手・経営者となる人材に積極的にジョブトレーナー養成研修を受けてもらいたい。

#### 【対応方策について】

- ・ 農福連携に取り組む農業者の掘り起こしにあたっては、JAからの後押しを行えないだろうか。
- ・ 現状では補助制度に関する問い合わせが多い。補助制度も重要だが、啓発事業等によって関係 者が農福連携に対する理解を深めて意欲を抱いてほしい。
- ・ 担当レベルではなく、市として体系立てて農福連携をすすめていけば、取組が継続していくだろうと 考える。どれだけ熱心な福祉事業所や農業者がいたとしてもそれだけでは足りず、組織として推進していくためには、農林水産省が先導して、市町村、県、国の計画的なビジョンが必要である。
- ・ 国には、ソフト事業に力を入れてほしい。「農業版ジョブコーチ育成・派遣支援事業」があるが、育成したジョブコーチにはどのように活躍してほしいと考えているのかを明確にしてほしい。育成者の活躍 先としての出口戦略も整えた上で推進すればより有効である。コーディネーターについても同様に出口戦略を整えてほしいのと、圏域ごとに配置できるようになると良いと感じる。
- ・ 農福連携を推進していくにあたっては、行政、農業者、福祉施設、コーディネーターの4者がどのよう に連携していくかを検討する必要がある。
- ・ 障がい者を受け入れることで、農業者にとってどのようなメリットがあるのか情報発信していってほしい。農業側が将来障がい者を雇用することを見据えた農福連携のあり方についても仕組みを検討してほしい。
- ・ 福祉事業者が長く継続的に取り組みを続けるためには、補助制度や相談窓口の面からサポートが必要である。

#### (3) 農福連携に係る課題と対応策

事前アンケート及び検討会から把握できた課題として、農業者の目的や農福連携に求める効果や障がいの種類・福祉事業所の目的等に応じた個別対応が必要という前提であるが、 農福連携の効果的な進め方や継続性に関する課題が挙げられた。

以下の通り、検討会における論点を整理すると、主体の団体区分にかかわらず、課題として挙げられたのは、適性作業の検討や方法等の作業内容に関する課題であった。また、安定生産に係る課題として、生産性や収益性の向上、農業技術の取得等に関する課題も多い。また、取組当初・発展段階の両者で必要とするコーディネーション(マッチング・相談等)が可能な人材の確保についての課題も多く指摘された。マッチング先の確保や中間支援組織の役割を再検討する上で、関心層の拡大にも資する、農福連携のあり方(目的の明確化、取組の効果の発信等)を再検討の必要性が指摘されている。

図表 18 検討会で得られた論点一覧と分類

_	【論点】	【分类	頁】
農業経営体	障がい者が働きやすい作業内容や指導方法	作業内容	農福連携のあり方・発信
	生産・品質の安定性と販路の確保	安定生産・収益性	
	福祉分野の知識や制度の情報収集	農/福の知識	コーディネーション
福	コーディネーター等の不足、指導者となる人材の確保	農/福の知識	コーディネーション
祉 事 業	安定的な経営基盤と生産体制の確立	安定生産・収益性	
所	農福連携における参入機会の確保	農福連携のあり方・発信	
農業	収益性の確保	安定生産・収益性	
協同	障がい者の雇用条件や作業内容	作業内容	
組 合 	農業に関心を抱く福祉事業所の確保	コーディネーション	農福連携のあり方・発信
特	農業と福祉双方の知識を持つ支援員・指導員の確保	農/福の知識	コーディネーション
例子会	生産性や採算性および安定生産・販路の確保	安定生産·収益性	
社	障がい者への作業の割振りや教え方	作業内容	
中間	農福連携に関心を持つ事業者、障がい者の確保	農/福の知識	農福連携のあり方・発信
支 援 組	コーディネーター等の不足、指導者人材の確保	コーディネーション	
織			

### 図表 19 検討会で得られた論点(分類別)の主な意見抜粋

※農:農業経営体、福:福祉事業所、JA:農業協同組合、特例:特例子会社、中間:中間支援組織から得られた意見

検討会論点に基づく分類	検討会で得られた意見【課題】	、体、倫:倫祉事業所、JA:農業協向組合、特例:特例:特例主芸社、中间:中间文抜組織から待られた息見 検討会で得られた意見【対応策】
1作業内容	・経験や勘に頼った曖昧な作業指示をする人が多い(農) ・障がい者の判断を必要としない作業を提供する等、農業者の考え方の変革が必要(農) ・作業環境や内容が人の選別につながると懸念(農) ・ある農家での経験が他農家で役立たないこともある(JA) ・障がい特性に応じた指示の出し方が求められる(特例) ・刃物の取り扱いや熱中症等の安全面の配慮が必要(特例) ・指導員の作業分解の方法と適性作業の割振りが重要(中間)	・障がい者の良さを活かし、活躍できる雰囲気づくりのために農業の現場が変化する必要あり (農) ・生産、加工、販売等、作業が多様。農福連携だからこそ就労できている利用者数の評価の仕 組みが必要(福)
2 安定生産・収益性	<ul> <li>・加工品と加工に伴う作業をいかにつくるか、そのための販路をいかに確保するかが課題。JA の役割も大きい(農)</li> <li>・稼げるからこそ農福連携に取り組んでいける(福)</li> <li>・他の人材と比較した障がい者の魅力を考える必要あり。単に安い労働力の供給源になってはならない(特例)</li> <li>・農業者の多くが受委託の関係を計画的に築くことができない(中間)</li> </ul>	・農産物のブランド化による稼げる農福連携が必要(福) ・農福連携の農産物や産地のアピールは JA が担える(JA) ・福祉事業者が継続的に取り組むためには補助制度や相談窓口が必要(中間)
3 コーデ・ィネーション -農福双方の知識 -コーデ・ィネーションの方法	<ul> <li>■農福双方の知識</li> <li>・農業者が直接指導するのは経験と時間を要する(農)</li> <li>・農福連携の知識を事業所の努力で得るのは難しい(福)</li> <li>・福祉事業所が抱く農業へのイメージが農業者と不一致(JA)</li> <li>■コーディネーションの方法</li> <li>・生産と加工までのビジネスを民間企業が担う農福連携の仕組みが理想(農)</li> <li>・農福に加え、目標・目的に応じた分野(ビジネス・まちづくり等)を理解している人材が不足(福)</li> <li>・事業立ち上げ時のコーディネート役が必要(特例)</li> <li>・農業者との信頼関係や対等な関係性の構築が重要(特例)</li> <li>・全県ではなく、小規模な県域ごとのマッチングが必要(中間)</li> <li>・交渉力やクレームへの対応を行えることが重要(中間)</li> </ul>	・農業と福祉とビジネスがわかるコーディネーターが重要(福) ・専門的、抽象的な農業者の言葉を(福祉側に)翻訳できる役割が必要(農) ・自治体(県・市町村)レベルの推進が必要(福) ・個々の作業の組み立てや切り出しは JA が担える(JA) ・協力者を得るために自治体の支援があると良い(特例) ・連携可能性のある農業者の情報の入手が重要(特例) ・多様な主体が情報交換・連携できる仕組み整備が必要(特例) ・農業版ジョブコーチのマニュアル等で普及・啓発を(特例) ・農業者の掘り起こしには JA からの後押しがほしい(中間) ・市町村、県、国の計画的なビジョンが必要(中間) ・農業版ジョブコーチにどのように活躍してほしいのかを明確に。出口戦略も整備を(中間)
4農福連携のあり方の検討・発信	<ul> <li>■農福連携のあり方</li> <li>・農福連携を通じて何を実現したいのか考える必要がある(農)</li> <li>・福祉優先なのか農業優先なのかを経営の方向性に応じて割りきって考えていく必要がある(農)</li> <li>・農福連携のイメージの変革が必要(福)</li> <li>・農福連携とは何かを理解するのが難しい(JA)</li> <li>■情報発信</li> <li>・農業大学校の生徒等が福祉との連携を一つの選択肢として理解していくのが良い(中間)</li> </ul>	・農福連携の事業内容の再定義が必要(農) ・農福連携の取組体制の類型化を示す(農) ・小規模農業者にも参考となる情報や事例の発信を(農) ・障がい者がいきいきと働いていることを発信し、利益をみんなで分かち合えるような仕組みが作られると良い(特例) ・農業者が障がい者を受け入れるメリットを発信してほしい(中間)

## Ⅳ. 農福連携の取組の拡大に向けた方策

これまでも農福連携の取組にかかる情報発信は行われてきたものの、前頁までの調査結果で示した通り、各検討会委員の実践経験から、あらためて、農福連携に取り組むメリットや経営目的に応じた類型を発信していくことが求められた。全体像として類型を示し、新たに取り組みたいと考える関心層の意欲喚起につながる情報や、実際に実践するにあたって参考となる情報の発信を行っていく必要がある。本業務では課題を中心に抽出、整理し、それに対する対応策の案として意見をいただいたため、前項の論点・対応策の意見をもとに、今後検討していくべき対応方策について示す。

#### 1-1. 農福連携のあり方の検討・発信

まずは、農福連携の全体像を整理した。検討委員の事例をみると、農福連携は、農業における担い手の確保や障がい者の活躍の場の創出のみでなく、地域の活性化や農作業の効率化・生産性の向上や、共生社会の実現、新たな農業経営の方法を創出する等、多様な取組の効果が存在しており、取組主体の背景や目的によって目指す成果は異なるものである。検討会においても、農福連携の事業内容の再定義や類型化の提示を求める意見が出されており、取組に関心を抱く主体が、自身が求める農福連携の成果や実現したい農福連携のイメージを抱くことで、具体的にどのような検討を進めるべきかを考えることが容易になる。また、すでに取り組んでいる取組主体にとっても、自身が行う農福連携の再評価や、目指す方向性を再整理することで、より良い農福連携の取組を推進・拡大していくことが可能となることも期待される。

農福連携の類型化を行うにあたっては、まず、取組によってもたらされる効果やメリットのイメージを、農業主体および福祉主体の双方の視点から整理した。そのうえで、図表 19 で示した作業内容、コーディネーションの視点から、そのメリットをもたらすために必要な作業内容の変化、連携の形態、取組の継続に資する生産性や収益性を考慮した取組上の工夫点、連携先の発掘やより効果的な取組推進に必要となる知見や支援を行うコーディネーションの項目にわけて整理した。この類型は、今後さらに調査・検討を重ね、農福連携のあり方や目指す指標として活用できるような内容にしていく必要がある。

#### 図表 20 農福連携の類型化案

#### 【取組のイメージ】

#### 農業主体:担い手が増加

パートを募集しても応募者が少なく人手不足に悩んでい たが、地域の福祉事業者を紹介され、障がい者に作業 委託を開始し労働力が強化された。さらに、経営者が 営業や販路開拓等を行う時間が作れるようになった。

#### 福祉主体:作業が多様化

清掃業務や工場のライン作業を中心に施設外就労して いたが、人材ニーズのある農業者と出会い、農作業の受 託を開始。他の施設では受入が難しかった障がい者が 取り組める農作業もあり、施設外就労の人数が増加。

#### 農業主体:農作業の質が向上

これまで熟練者のみが農産物の生育状況を判断し、病 害のチェックを実施。病害の症状を言語化・見える化し、 障がい者に作業を依頼してみたところ、小さな変化にも 気がつきやすい特性をもっており、病害の発見率が向上。

#### 福祉主体:責任感ややりがいの増加

上記の取組において病害のチェックは障がい者の専門作 業に。判断を求められる責任感のある仕事が可能になり 意欲も向上。農産物の質の高さが売上に直結し、工賃 も増加した。

#### 農業主体:農業経営改革の実現

障がい者が理解できるよう農作業の指示を明確化。明 文化できていなかった技術内容のマニュアル化ができ、承 継が容易になり、新規就農者を後継者にできた。

#### 福祉主体:地域共生社会の実現

■経営方法・目的が変わる

農業を基幹産業とする過疎地域において、農業後継者 不足が深刻に。産業の衰退 = 地域の存続にかかわると 考え、農業者やJAと連携しながら農業に参入。障がい 者が働きやすい環境を追求したところ、高齢者や子育て 世代、就労が難しい障がい者も働ける場に。

C類型

・作業主体や方法のみでなく、農福連携を通

⇒農業や福祉の新たな事業モデルを創出

じて、経営方法や目的そのものが変わる

# A類型

#### ■作業の主体が変わる

- ・一部の農作業の主体が障がい者になる
- ⇒【農】作業人材(候補)が増加
- ⇒【福】作業内容の一つに農業が加わる



# B類型

#### ■作業の方法が変わる

- ・専門的な作業の一部も障がい者が実施
- ⇒【農】作業全体の質や効率があがる
- ⇒【福】より責任感ある作業ができる

# 専門的な作業

### 専門的な作業











# 障がい者雇用

農福の連携密度(高)

農業に直接参入

- ・取組主体の地域・産業での役割を再検討
- ・事業全体のモデルを再検討/等

#### 【事業主体内(経営者等)】

・農福連携を通じた経営モデルを主体内で 検討、意識変革を先導

#### 【事業主体以外】

・農業経営または福祉経営における新たな 事業モデルを創出するための支援を実施 (販路開拓、収益性、地域づくり等)

# 連携形態

農福連携 による変化

# 取組の工夫

# コーディネーション

# 農福の連携密度(中〜低)



#### 施設外就労・作業受託

- ・農作業、加工、販売等多様な作業の創出
- ・計画的な受委託/等

# 【事業主体内(経営者等)】

- ・作業管理者の雇用や育成(学習) 【事業主体以外】
- ・連携先の発掘支援、マッチング
- ・農業⇒福祉または福祉⇒農業への言語 変換(伝え方)の支援

農福の連携密度(高~中)

作業を委託/雇用

- 作業受託/雇用・就労1
- 「・障がい特性を最大限活かす栽培品目や」 作業内容の検討
- ・稼げる品目の検討/等

# 【事業主体内(経営者等)】

・連携先の制度等の情報を知る人材の雇用 や育成

#### 【事業主体以外】

・農業および福祉の双方の知見を有した人 材によるマッチング支援や取組への助言

#### 1-2. 作業内容や指示の検討

農作業に関しては、安全面への配慮や適正作業の割振りが重要であり、農業者はこれまでの指示方法を明確にする工夫を行うことが重要となる。障がい者が理解しやすい指示を把握しているのは福祉側であり、農業者の作業指示に対する助言を提供したり、障がい者と農業者の間にたって指示を出す人材と連携する等も有効である。また、生産から販売まで障がい者が関わることが可能な作業内容が多様な農業は、障がい者だけでなく、地域の多様な人材が活躍する場にもなり得るため、農業の新たな魅力として客観的な評価を得る仕組みづくりを行うことが農業者の取組への関心の拡大にもつながる。

#### 【実践事例集からみる対応例やその効果】

- ・福祉の担当者から助言を受け、どのような作業指示が伝わるのかを学び、作業の精度が安定することで、障がい者の時給も向上した(実践事例 1-1)
- ・加工販売までの多様な作業を用意し、障がい特性や当日の体調に合わせて柔軟に用意することで、どのような人でも作業に携われる(実践事例 1-2)
- ・求められる能力を、正確性、スピード、丁寧さに分けて作業を分解し、適性に応じて割り振ることで、業務を効率化(実践事例 1-5)
- ・全ての作業を体験したうえで、最も適した作業を見極め。特定の作業のプロになってもらうことで障がい者の自信につながった(実践事例 1-6)
- ・6 次産業化に取り組むことで、作業の種類を増やし、得意な作業を行ってもらうことで、障がい者の活躍の場が広がった(実践事例 1-7)
- ・農作業を知識、技術、リスクの3つで定義づけ・分類し、必要性が高く、重要度が高くない作業を障がい者に、重要度の高い作業は農業者が実施することで品質向上、6次化等の売上増加に寄与する作業にあてられるようになった(実践事例1-8)
- ・地域の特産品を栽培することで、地域農家、行政、JAと連携ができ、地域とのつながりが広がった (実践事例 2-1)
- ・単純作業以外にも従事することで、主体的な作業が可能に(実践事例 2-4)
- ・作業内容の指導後は、障がい者自身に仕事を任せ、難しい部分を福祉事業所のスタッフやパートがサポートすることで、就労者の自立・所得安定につながった(実践事例 2-6)
- ・作業に不要なものは撤去し、危険個所にはわかりやすい目印を設置。道具も複数用意することで、作業環境を整備、安全性を確保(実践事例 2-8)
- ・体力や能力、個性に応じて適性作業を割り振ることで離職の防止に寄与(実践事例 4-4)
- 注釈)実践事例 1-〇は農業経営体主導、2-〇は福祉事業所主導、3-〇は農業協同組合主導、 4-〇は特例子会社主導、5-〇は中間支援組織主導の取組における事例である。以下同様

#### 1-3. 安定生産・収益性の確保

取組の持続性を左右する収益性の確保のためには販路の確保は必須であり、特に福祉が主体で取り組む場合は、事業化のコーディネーションが重要となる。農業協同組合の機能である農産物や産地のPRとの連携等のコーディネーション人材との連携を強化できる仕組みが求められている。さらに、農産物の品質のみでなく、農福連携の取組そのものを継続して行うための人員体制の安定性についても、安定生産・収益性の確保に資する対応策につながっていくと考えられる。

### 【実践事例集からみる対応例やその効果】

- ・障がい者が収穫作業に関われるように、機械や包丁を使用しない品目のみを栽培。ほとんどの利用者が従事できる作業環境を創出(実践事例 1-3)
- ・安定して作業を用意できるように、通年栽培可能な生産体制を確立。 袋詰めに特化してもらうことで 経営者が他の作業に専念でき、売上が増加(実践事例 1-4)
- ・特性を踏まえて作業環境を改善し、障がい者の作業の集中力がアップした(実践事例 1-9)
- ・作業の細分化を徹底し、障がい者の作業負担を調整できるようにしたところ、長時間就労が可能な障がい者も出現(実践事例 1-10)
- ・高齢化で担い手が減少する農産物の生産を行うことで、地域が障がい者を高く評価してくれるようになり、地域内の障がい者の生き方に変化が生じ、地域内で暮らし続ける(継続して作業の担い手になる)障がい者の確保にもつながった(実践事例 2-2)
- ・地域や取引業者と連携して生産した加工品が品質も高く、地域の特産品として注目されるようになった(実践事例 2-3)
- ・通年で取り組め、作業内容に変化がすくない平飼い養鶏を行うことで、安定して作業が得られる(実 践事例 2-5)
- ・加工、製造、レストラン運営にも取り組むことで職域が増加するだけでなく、通年の安定した作業を創出(実践事例 2-7)
- ・雇用者と雇用される側の対等な関係性の構築を重視し、高い生産性のため、作業の見える化、効率化、仕組みづくり、教育評価を徹底。売れるものを作ることで、売り上げが増加(実践事例 2-9)
- ・専門知識をもつスタッフが作業に同行することで、作業の効率や質を担保(実践事例 2-10)
- ・生産が安定しているハウスでの栽培を取り入れ、障がい者の意欲を向上させる評価制度を導入することで定着率が向上(実践事例 4-1)

#### 1-4. コーディネーションの強化

コーディネーションは、各取組主体が目指す農福連携の内容によって求められるものが 異なる。取組主体の組織内で必要な人材を育成するほか、求める知見を有する人材との適 切なマッチングの支援や求められている人材の育成の仕組みも検討していく必要がある。

具体的には、図表 20 で示したとおり、A類型に取り組むためには、連携先の発掘や作業管理(農福双方に対する言語の変換)が可能な人材が求められており、B類型では農福双方の知識を有する人材が求められている。また、C類型の場合は、農福連携を通じた新たな経営モデルの確立を補助・支援できる人材が必要であり、その目的に応じて農+福+αの知見を有する人材の必要性が指摘されており、3 者以上での連携体制の推進も必要となる。C類型におけるコーディネーション人材のあり方は、これまでの事例から農福連携を通じてどのような新たな経営モデルを示していけるのかを整理し、さらに、まだ取り組みを行っていない各主体が目指す方向性も考慮しながら人材のイメージを検討していく必要がある。検討を行っていく中で、農福連携のあり方やもたらす効果等の新たな可能性の発見にもつながり、農福連携の取組の拡大や、新たな農業・福祉との連携の可能性についても方向性を示していけるようになると期待できる。

#### 【実践事例集からみる対応例やその効果】

- ・J A が有する農機具等の資源、農業者との関係性、農業知識を活用しながら、従来から連携している行政とも連携することで、マッチング機能の要として活躍。(実践事例 3-1~3-5)
- ・農業者から聞いた指示をわかりやすい画像等にし、作業手順書に記載する管理者を配置。作業指示が明確になるだけでなく、作業の見直しにも活用できる(実践事例 4-2)
- ・農業者と障がい者、パートの橋渡し役となる指導者を配置し、障がい者の作業に対する理解が進む環境を整備し、指導者はスケジュール管理も行うことで農作業の品質が向上(実践事例 4-3)
- ・定着支援の担当者を社内に配置し、障がい者のメンタル面等をフォロー(実践事例 4-5)
- ・中間支援組織が農業者から聞き取った作業内容を毎月の計画書に記載し、福祉施設に投げかける ことで、県内全体のマッチング体制を構築(実践事例 5-1)
- ・県から委託をうける形で、県内の福祉事業所に対する販売促進、販路開拓、人材育成、人材派遣等の運営支援を実施することで、事業の拡大・継続に寄与(実践事例 5-2)
- ・障がい者支援の担当者と綿密な情報交換を行うことで、適性作業の選定や指導が可能に。農福双方の基本的な知識や技術を有する農業ジョブトレーナーが農業者と障がい者の間に入ることで、障がい者が意欲を失わない指導を実現(実践事例 5-3)
- ・福祉事業所の担当職員とともに農業現場を訪問し双方の理解に齟齬が出ないように調整。(実践 事例 5-4)
- ・農業者の現場の確認や要望を詳細に確認したうえで、福祉事業所を選定することで双方のニーズに合致したマッチングを支援(実践事例 5-5)

### V. 実践事例集の作成

#### (1) 実践事例集項目

実践事例集に記載した項目は以下の通りである。農福連携の取組拡大に向けた検討会委員が所属する企業・団体が実施している農福連携の取組内容をとりまとめたものである。

#### 図表 21 実践事例集 項目

[:活動主体の概要

Ⅱ:農福連携の取組に至った背景・目的

Ⅲ:農福連携の取組体制や内容

Ⅳ:農福連携の取組の工夫点と効果

V:関心層への応援メッセージ

#### (2) 実践事例集目次

実践事例集は、1 取組主体あたり 1 ページで作成し、35 企業・団体の事例集をとりまとめた。

#### 図表 22 実践事例集 目次

はじめに:実践事例集について

- 1. 農業経営体(全10事例)
- 2. 福祉事業所(全10事例)
- 3. 農業協同組合(全5事例)
- 4. 特例子会社(全5事例)
- 5. 中間支援組織(全5事例)

※詳細は実践事例集参照